

寄附金控除について

個人寄附の場合（所得控除）

その年の、対象団体に対して行った寄附合計額のうち 2,000 円を超える金額につき適用されます。

$$\begin{array}{r} \text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円} = \text{所得控除額} \\ \uparrow \\ \text{総所得金額等の } 40\% \text{相当額が限度} \end{array}$$

事 例：

年中の総所得金額が 500 万円、寄附金の合計額が 20 万円の場合、20 万円 - 2,000 円 = 19 万 8,000 円が、総所得金額より控除できます。（控除額 19 万 8,000 円は、総所得金額 500 万円 × 40% = 200 万円の限度内となりますので、19 万 8,000 円全額が総所得金額からの控除対象となります。）

法人寄附の場合

通常的一般寄附金の損金算入限度額と別枠で、損金算入が認められます。

事 例：

資本金が 2,000 万円、年中の所得金額が 1,000 万円の場合

$$\begin{aligned} \text{(A) 一般損金算入限度額} &= \\ & \{ (20,000,000 \text{ 円} \times 2.5 / 1000) + (10,000,000 \text{ 円} \times 2.5 / 100) \} \times \\ & 0.25 = 75,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{(B) 別枠の損金算入限度額} &= \\ & (20,000,000 \text{ 円} \times 3.75 / 1000 + 10,000,000 \text{ 円} \times 6.25 / 100) \times 0.5 \\ & = 350,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

したがって、(A) (B) の合計金額 ((A) + (B) = 425,000 円) の損金算入が認められます。